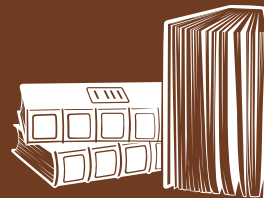




# 暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します。

**高齢の消費者による健康飲料の購入が過大であるとして、事業者によるその購入の勧誘を不法行為と認め損害賠償請求が認められたが、同事業者の経営する酵素風呂利用の永久会員権の勧誘は、利用状況からみて過大ではないとして不法行為が否定された事例**

高齢の消費者が、①2018年6月より2019年11月までの間に9回にわたり、事業者より健康飲料を合計744ビン、代金合計900万円超で購入した点につき、未受領の348ビン分につき過大であるとして、その購入の勧誘を公序良俗に違反する不法行為と認め、その代金とその1割相当の弁護士費用の賠償請求が認められたが、②消費者が2019年7月に、酵素風呂利用のための永久会員権を事業者から購入した点については、従前の使用状況からして過大ではなく、その勧誘は不法行為とはいえないとして損害賠償請求が退けられた。

(さいたま地方裁判所熊谷支部  
令和5年2月14日判決、『消費者法ニュース』  
136号211ページ)

原告：X（消費者）  
被告：Y（酵素風呂利用の提供  
及び健康飲料等販売を  
行う事業者）

## 事案の概要

### 1. 当事者

Yは、酵素風呂利用の提供及び健康飲料等販売を行う店舗を経営する事業者である（個人か法人か不明）。

Xは年齢・性別は不明であるが、2016年頃から認知症により判断能力が低下していたというので、それなりの高齢者だと思われる。しかし、Xは、Yの店舗に、自動車を運転しまたは自転車に乗って訪れていた。

### 2. 問題となった契約

#### (1) プラセンタ飲料の購入

Xは、2018年5月、趣味仲間の紹介で、Yの店舗を訪れ、Yより酵素風呂の説明を受け、同月中旬、Yから利用のための回数券を購入し、多いときは1日おき、平均すると1週間に2回程度利用していた。また、XはYから身体によいとプラセンタ飲料（以下、本件飲料）を紹介され、次のようにこれを購入した。

|                       |            |       |                         |
|-----------------------|------------|-------|-------------------------|
| ア                     | 2018年6月ア日  | 24ビン  | 約31万円<br>(1ビン約13,000円)  |
| イ                     | 2018年6月イ日  | 48ビン  | 約62万円<br>(1ビン約13,000円)  |
| ウ                     | 2018年9月ウ日  | 24ビン  | 約29万円<br>(1ビン約12,000円)  |
| エ                     | 2018年11月エ日 | 72ビン  | 約86万円<br>(1ビン約12,000円)  |
| オ                     | 2018年11月オ日 | 48ビン  | 約58万円<br>(1ビン約12,000円)  |
| カ                     | 2019年4月カ日  | 72ビン  | 約90万円<br>(1ビン約13,000円)  |
| キ                     | 2019年5月キ日  | 36ビン  | 約45万円<br>(1ビン約13,000円)  |
| ク                     | 2019年5月ク日  | 48ビン  | 約60万円<br>(1ビン約13,000円)  |
| *以上、合計372ビン(合計約461万円) |            |       |                         |
| ケ                     | 2019年11月ケ日 | 372ビン | 約450万円<br>(1ビン約12,000円) |

Xは以上のうちア～クはすべて受領し消費



し、ケについては購入した本件飲料をYに保管してもらい、酵素風呂利用の度に必要な分を持ち帰っていた(24ビンを受け取った)。

2020年2月にXY間にトラブルが生じ、Xはそれ以降酵素風呂を利用せず、本件飲料も持ち帰っておらず、残り348ビンが未受領になっている。

## (2)酵素風呂利用の永久会員契約

Xは、前述のように酵素風呂を利用した後、2019年7月上旬に、Yから勧められ、回数の制限なく利用可能な「特別永久会員」となる酵素風呂の永久会員権をYから購入し、代金として324万円を支払った。

## 3. Xの請求

### (1)不法行為を理由とした損害賠償請求

Xは前記2つの契約につき、「高齢で健康不安のあったXにつけ込んで通常の分量等を著しく超える商品を販売したもので、公序良俗に反し不法行為に該当する」として、支払った代金及びその約1割の額の弁護士費用の損害賠償として、約1400万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めた。

### (2)不当利得返還請求

また、Xは、選択的請求として、公序良俗違反による契約の無効、若しくは消費者契約法違反による契約の取消し<sup>も</sup>ないし解約に基づき、上記金額ないしその一部についての不当利得返還及び遅延損害金の支払を求めた。

## 理由(Xの請求認容)

### 1. 本件飲料の売買契約

#### (1)販売状況

YはXに、2018年5月から2019年11月までの間に、本件飲料を合計744ビン販売し、Xは代金約911万円全額を支払った。Yは、販売した744ビンのうち、396ビン<sup>も</sup>をXに交付し、Xは受領した分はすべて飲用し費消済みである。費消

した分については、Xの損害ないしYの利得はなく、不法行為ないし不当利得が問題になるのは、未受領の348ビンである。

#### (2)本件飲料の通常の飲料態様など

本件飲料は、容量が500mlで、外装箱に記載された飲用の目安は、1回20mlを1日1杯ないし2杯であることから、1日2杯40mlを飲用して1ビンを12日ないし13日で飲用し、1カ月に2ビン程度を飲用するとした場合、348ビンは174カ月(14年6カ月)分となり、「一度に購入するとしても過大である」(「高齢で健康不安のあったXにつけ込んで」というXの主張部分については判断をしていない)。

#### (3)購入時のXの認識状況

領収書の<sup>ただ</sup>但し書きには、「プラセンタ31本分」(プラセンタとは胎盤から抽出した成分。本件飲料はプラセンタエキス〔豚由来〕を使用)と記載されている。1本は12ビンを意味しており、本件飲料の交付が複数回に分けて行われていたことから、Xは、約450万円の支払の時点で、本件飲料372ビン分に相当することを認識していたかは疑わしく、また、Xがこれほどの量を購入する理由を見いだし難いため、「上記の購入はYの積極的な勧誘に応じて行われたことが推認される」。「上記Yの行為は公序良俗に反するものとして不法行為が成立するというべきである」。

#### (4)損害の認定

372ビンの代金が約450万円で1ビン当たりの代金が約12,000円であることから、受領済みの24ビン分の約30万円を約450万円から控除した約421万円が、Xの未受領分に関する損害と認められ、これに弁護士費用として損害の1割相当を加えた約463万円が、Xの損害と認められる(約463万円と支払済みまでの年3%の割合による支払を命じる)。

### 2. 酵素風呂利用の永久会員契約

#### (1)Xの契約部分

Yとの永久会員契約につきXが支払った324



万円は、XとB(Xの娘)との永久会員権の代金であり、Xの分は半額の162万円である。Xに対する不法行為の成否が問題となるのは、X分の162万円である。

## (2)429回分の料金

162万円は、1回の料金3,500円の約429回分であり、週に2回の頻度で利用した場合、1年間を52週として104回の利用になり、429回は約4年分の利用に相当する。

## (3)Xの契約後の利用状況

Xは、永久会員権を取得した2019年7月以降、2020年2月中旬までの約7カ月半の間に70回程度利用をしている。この利用の頻度は週2回の頻度と概ね一致し、約4年で上記429回おおむの利用に達する。

## (4)結論

Xが、本件永久会員権を購入した2019年7月当時、Xの年齢(不明)を考慮しても、以後約4年分の利用料に相当する永久会員権を購入することが過大とまではいえない(この部分は請求棄却)。勧誘を不法行為とは認めず、また、本件契約を公序良俗違反とは認めない。消費者契約法9条1号については、Xが解約の意思表示をした事実を認めることができないとする。

# 解説

## 1. 過量販売についての法的規制

### (1)特定商取引法による解除

特定商取引法9条の2第1項2号は、①その消費者「の日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える」等の要件を充たすこと、②事業者がこのことを「知り」、「知りながら、申込みを受け、又は締結した」ことを要件として、消費者からの、契約の「申込みの撤回」又は「契約の解除」を認めている。

### (2)消費者契約法による取消し

また、消費者契約法4条4項(施行日は平成29年6月3日)も、同様の客観的・主観的要件の

下に、消費者に取消権を認めている。本件では、Xは主位的に勧誘行為を不法行為として損害賠償請求をしており、取消権は予備的に主張されたが、解約の意思表示をした事実が認められないとして、この点は判断されていない。Xは(1)の特定商取引法による解除の主張はしていない。

## 2. 不法行為の可能性

### (1)過量販売は違法な不法行為になる

過量販売を不法行為として、支払った代金を損害としその賠償請求を認めた判決として、**参考判例**がある。いずれもかなり悪質な事例であり、**参考判例**③は、訪問販売で、①買主が高齢で強く断われないことに付け込み、かつ、②仕入れ価格の10倍から20倍で販売するという過大な利益を得るといふ相当悪質なものであった。

### (2)本件での問題点

本件は、①過大かどうか、②違法な勧誘かどうか問題とされた微妙な事例である。

事案から、Xは高齢だが年齢は不明、自動車を運転して来店しており、判断能力の程度が不明である。仕入れ価格の10倍から20倍で販売するといった不当な内容ではないことや、一般に売られている商品の販売また一般に知られている酵素風呂の提供で価格がとりたてて不当であったわけでないことが挙げられる。

## 3. 本件の検討1——酵素風呂利用の永久会員契約

本判決は、酵素風呂の永久会員契約につき、その価格は、Xの契約後の利用状況からすると約4年間分の利用代金に相当し、過大とはいえないとした。Xは「必要のない」永久会員権を購入させられたと主張するが、酵素風呂の利用自体が不要という趣旨か、永久会員権までは不要という趣旨か明確ではない。後者だと思われるが、Xは健康に関心を有しており、自ら話を聞くために来店し、何度も利用したうえで契約をしている。また価格も不当ではなく、Xは金銭に困らない生活を送っているようであり、このようなXに永久会員権の購入を勧める行為は、詐欺や





強迫でもない限り「契約拘束力の原則」どおりのはずである。判断能力が低下していたり、断われない状況にあることに付け込んで契約をしたという事情も証明されていない。

本件飲料のように、身体によい根拠や理由を説明せずに勧誘したという主張は、酵素風呂については主張されていない。また、暴利行為のように、対価が不当という事例でもない。結論としては、事例判断としては、高齢者とはいえ致し方ない判断である。

#### 4. 本件の検討2——本件飲料の購入

##### (1) 過大性

他方で、本判決は、本件飲料については、348ビン<sup>す</sup>は174カ月(14年6カ月)分となり、外装箱に記載された推奨される摂取量に従い、一度に購入するとしても過大であると認める。しかし、その消費者が基準とされるべきであり、Xには家族がおり、家族と飲むことも考えられ、実際に娘A Bが契約に関係しており、ケの購入量はア〜クまでの約2年間の購入量に等しい。年齢は不明なので、14年分が余命との関係で過大かは不明である。X側の主張した、身体によい根拠や理由について説明がない、大量に購入する理由も分からず困惑した、YはXの判断能力が低下していることを認識しながら積極的に勧誘したという事実については、本判決は判断しておらず、過大<sup>す</sup>ということ<sup>す</sup>を理由に不法行為を認めており、いささか杜撰であり疑問が残る。

##### (2) 過大性以外の事情——量の認識がなかった可能性

本件では、Xが高齢であり年齢なりに判断能力が低下していたことが推察されるが、「プラセンタ31本分」が174カ月(14年6カ月)分に相当する348ビンとは知らなかったという事情が大きい。領収書の但し書きの「プラセンタ31本分」との記載から、1本は12ビンであり348ビンもの購入であることを認識していなかったのではないかという事情がある。

Xが、①この程度のビン数になることを認識していたかは疑わしい、②これだけの量を購入する理由もないことから、Yが積極的な勧誘をして購入させたと判断し、公序良俗違反の不法行為を認めている。

##### (3) 疑問点1——未受領分のみ過大

本判決は、Xは1回目から8回目(ア〜ク)の本件飲料の販売を含めて「高齢で健康不安のあったXにつけ込んで通常の分量等を著しく超える商品を販売した」として公序良俗違反を問題としているのに、ケの未受領分が損害として、未受領分のみ過大かどうかの不法行為性の判断をしている。問題にするのであれば、1回目からの勧誘行為すべてを問題にすべきはずである。

##### (4) 疑問点2——過去の消費量を考慮せず

Xは、2018年5月から2019年5月までの間に(約1年)、1回から8回(ア〜ク)までは24ビンから72ビン程度を購入し、合計372ビンを購入している(合計約451万円)。2019年11月下旬に9回(ケ)の372ビン(約450万円)の購入をしており、約1年6カ月で1回から8回までの合計372ビンを消費し、8回目はまとめ買いをしたかたちになる。過去の消費量からは異常に過大な購入ではない。9回(ケ)の372ビンは、従前の消費量の1年6カ月分である。

1人の消費のためであれば過大かもしれないが、過去の消費量からしておそらく家族で消費していたようである。これを無視して、商品のパッケージの表示における消費量を基準として過大かどうかを判断することには疑問が残る。

##### (5) XY間の紛争の背景

本件提訴の背景にはXY間の、Xの娘Aも含めたいざこざがあるように思われる。2019年12月に、Xが本件酵素風呂の利用に際し風呂釜に異物を混入したとして、YがXに修理費用の一部負担を求めたが、同意に至らなかった。その後も、Xは本件酵素風呂を利用し(7月に永久会員になっている)、2020年2月中旬まで本件風呂



を利用していたが、数日後に、本件店舗を訪れたAとYとの間でトラブルが発生し、それ以後、Xは本件店舗の利用を止めている。

A・Y間のトラブル後、2020年4月下旬にXが弁護士を通じて損害賠償を求める「通知書」を送付している。X(A・Bを含めて)Y間の感情的なもつれがあった可能性がある。

### 5. 本判決の先例価値

本判決は、**4(4)**に指摘したように、Xが約1年半で8回、計372ビンも本件飲料を購入し、すべて消費しているうえ、同じ数の372ビン(うち24ビンまで受け取る)を9回目一度に購入し酵素風呂の永久会員になり本件店舗に行く度に引渡しを受けていたのに、外装箱の記載に従い一般論として14年分であり過大と判断している。外装箱の記載に従う一般論としてはそうかもしれないが、Xはこの基準を超える大量の消費をしている。過去のXの消費量を無視して一

般論を基準にした点は疑問である。

この点を争えば、本件飲料の購入についても、控訴審ではX敗訴に変更される可能性がある。悪質でない限り、事業者の経済活動の自由を保障することは無視し得ない。一般論として消費者の必要性を超えた過大な商品の購入の勧誘の不法行為性を認めた点、また、商品記載の消費量を基準として認めた点は高く評価できるが、事案についての判断には疑問が残る。

### 参考判例

- ①高松高等裁判所平成20年1月29日判決  
〔判例時報〕2012号79ページ
- ②東京地方裁判所平成23年11月28日判決  
〔判例タイムズ〕1390号263ページ
- ③千葉地方裁判所令和3年2月15日判決  
『消費者法ニュース』128号219ページ

## 国民生活センター メールマガジン・SNSのご案内



### おすすめフレッシュ便

ウェブサイトに新しく掲載された情報をその日のうちに配信しています。(ほぼ毎日)



### 見守り新鮮情報

高齢者・障がい者やその周りの方々に、悪質商法や製品事故の情報などをいち早く伝えるメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度配信しています。



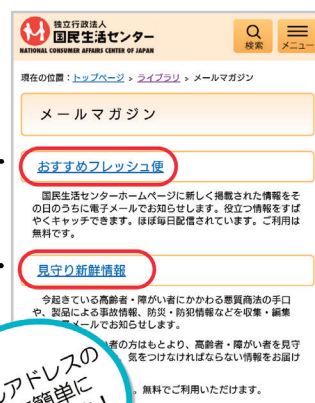
### SNS による情報発信

国民生活センターウェブサイトからご覧になれます。



YouTube

ご登録お待ちしております♪



メールアドレスの  
入力で簡単に  
登録できます！

QRコード\*



\* <https://www.kokusen.go.jp/magazine/magazine.html>